

# 令和2年度兵庫県高等学校総合体育大会代替大会 兵庫県高等学校カヌースプリント選手権大会 要項

- 1 主催 兵庫県高等学校体育連盟 兵庫県教育委員会 (公財) 兵庫県体育協会
- 2 主管 兵庫県高等学校体育連盟カヌー専門部
- 3 後援 宍粟市 (株)神戸新聞社 (株)サンテレビジョン (株)ラジオ関西
- 4 協力 揖保川漁業協同組合
- 5 期日 令和2年8月9日(日)
- 6 会場 音水湖カヌー競技場(宍粟市波賀町引原)
- 7 種目 500<sup>メートル</sup> K-1 K-4 C-1 C-2  
WK-1 WK-4 WC-1 WC-2
- 8 競技方法 (公社)日本カヌー連盟競技規則による。ただし、一部については兵庫県高等学校総合体育大会カヌー競技特別ルールを用いる場合がある。
- 9 参加資格 兵庫県高等学校体育連盟に加盟している高等学校に在籍する生徒であること。  
当該高等学校校長が参加を認めた生徒であること。  
兵庫県カヌー協会・(公社)日本カヌー連盟に登録している者。  
年齢は、平成13(2001)年4月2日以降に生まれたものとする。ただし、出場は同一競技で3回までとし、同一学年で出場は1回限りとする。  
シングル種目については、原則、高校2、3年生とする。高校1年生についてはカヌーの経験者とし、さらにカヤックで500mを3分以内、カナディアンで4分以内に漕げる者とする。ただし、上級生とのフォア・ペア種目において必要であれば、初心者の高校1年生の出場も可とする。
- 10 参加料 一人 1,500円(プログラム代を含む) 当日徴収する
- 11 表彰 各種目1~3位に賞状を与える。
- 12 申込方法 所定の参加申込用紙で申し込むこと。  
ただし、大会参加における同意書(本人・保護者)がなければ、エントリーはできない。  
申込先 〒659-0031 芦屋市新浜町1-2  
兵庫県立国際高等学校内  
兵庫県高等学校体育連盟カヌー専門部 丸山 一馬 宛  
TEL 0797-35-5931 FAX 0797-35-5932  
E-mail [kazumaru78@hyogo-c.ed.jp](mailto:kazumaru78@hyogo-c.ed.jp)
- 13 申込締切 **令和2年7月24日(金) 17:00 必着**  
申込用紙は、学校長が押印した正式文書と大会参加における同意書を郵送し、申込用紙については、メールでのデータ配信も期日までに行うこと。
- 14 検艇 レース後検艇のみとする。
- 15 開会式 行わない。
- 16 監督会議 令和2年8月9日(日) 11:30 大会本部
- 17 競技開始 令和2年8月9日(日) 12:30~
- 18 閉会式 簡易的に短時間で表彰式と併せて行う。
- 19 その他 ① 参加人数・天候等により、予定時間を変更することがある。  
② ライフジャケット(浮力7kg以上)を必ず着用すること。  
③ 引率1名の場合は、兵庫県カヌー協会のスポーツ安全保険に加入すること。  
④ 競技中の事故に関しては、応急処置はおこなうが、選手各自の責任とする。  
⑤ 弁当については、エントリーと合わせて申込みを行うものとする。  
⑥ 別紙のコロナ禍に対する事項をエントリー前に確認・周知すること。  
⑦ ⑥については、大会当日も参加者によるチェックを行い、署名を行う。  
⑧ 各自熱中症対策として十分な水分補給を行えるように準備すること。

## 本大会エントリ一時の対応 (大会当日に書面で確認を行う)

### < 参加者が遵守すべき事項 >

参加者が以下の事項に該当する場合は、自主的に参加の見合わせを求めることを周知しておくこと。

- 体調がよくない場合 (例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること (参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の参加者、主催者スタッフ等との距離 (できるだけ2m以上) を確保すること
- イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

### 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
- 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離 (※) を空けること (介助者や誘導者の必要な場合を除く)
- 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- 同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと